

知事記者会見の概要

日 時：令和2年10月13日(火) 10:00～10:46

場 所：502会議室

出席者：知事、総務部長、広報広聴推進課長

出席記者：15名、テレビカメラ5台

1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、代表・フリー質問に知事等が答えて閉会した。

2 質疑応答の項目

代表質問

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

フリー質問

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 学校法人東海山形学園に係る公文書一部不開示取消訴訟等について
- (3) 次期知事選への対応について
- (4) 日本学術会議会員の任命に係る所感について
- (5) 政府の進める「押印等の見直し」を受けた県の対応について
- (6) 「大阪都構想」への所感について

<幹事社：毎日・産経・YBC>

☆報告事項

知事

皆さん、おはようございます。まず、クマの注意喚起でございます。県内でのクマの目撃件数は、10月8日現在で486件となっております。対前年度同期比で95件大きく増えているところです。なお、10月に入ってクマによる人身事故が相次いでおりまして、10月7日には鶴岡市の市街地で、そして10月11日には川西町の里山で発生をしております。特に、里山に近い学校施設の周辺や通学路付近でのクマの出没が相次いでおりますので、児童生徒の登下校の際には、集団登下校等やクマ鈴・笛などの音の出る物を携行して、安全の確保をお願いいたします。

9月から11月にかけての秋の季節は、クマが冬眠に向けて餌を求めて活発に動き回る時期であります。今年はブナの実が大凶作、県内は大凶作ということでクマの出没が懸念されます。県民の皆様には、山に行かれる際などには、クマ鈴や笛を持参し、クマ被害にあわないよう十分ご注意くださいと思います。

次に、新型コロナへの対応について申し上げます。

10月8日に、本県79例目となる新たな感染者が確認されました。翌9日には、80例目として、79例目の濃厚接触者の方お一人の感染が確認されました。そのほか、新たに1人の感染が確認されまして、これまで81例の感染者が確認されたところです。現在、所管の保健所において、感染が確認された方の行動歴の確認を行っているところですが、今後、感染者と濃厚接触のあった方が確認された場合は、速やかにPCR検査を実施するとともに、2週間程度の健康観察を行ってまいります。

感染拡大防止のためには、県民の皆さんお一人おひとりが「うつらない」「うつさない」ように注意をすることが大事であります。県民の皆様には、新型コロナを正しく理解し、引き続き、手洗いの徹底やマスクの着用、身体的距離の確保、3つの密を避けるなどの基本的な感染防止対策のほか、テレワークやオンライン会議の推進など、「新しい日常」を大いに実践していただきたいと思います。

新型コロナは誰もが感染しうる病気であります。地域やSNSでの心無い言動や書き込みなど、感染者やその関係者の方、また医療従事者に対する差別や偏見、誹謗中傷などは決して行わないようお願いいたします。

また、季節性インフルエンザの流行期を目前にしておりまして、新型コロナとの同時流行が懸念されますので、県では重症化リスクの高い高齢者の方や妊婦さんのインフルエンザ予防接種の一層の促進を目的に、市町村の補助に加えて上乘せの補助を行うことといたしました。特に高齢者の方には、早めに予防接種をうけていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

☆代表質問

記者

毎日新聞の的野です。10月8日に、県内では39日ぶりの新型コロナウイルスの感染者が確認されました。県内で感染者の確認が続いたことに対する知事の受止めを教えてください。

また、10月1日にGo Toトラベルキャンペーンに東京発着が追加されて、まもなく2週間となります。Go Toトラベルキャンペーンの対象地域の拡大などで県外との往来が増えることが予想されますが、新型コロナ感染拡大防止に向けて、強化していく対策は何かありますでしょうか。

知事

はい、ではお答え申し上げます。近隣の県では毎日のように感染者が確認される中、県内では、8月30日以降、約40日間にわたって新規感染者の確認がありませんでした。これは県民の皆様及び事業者の皆様のご協力とご努力によるものと考えております。

現在は、人々の往来も徐々に活発化してきている中で、国内では連日400名とか600名など感染者が確認されております。本県でも、いつ感染者が確認されても不思議ではない状況であります。今般、10月8日から2日間で3名の感染者が確認されたところであります。

しかしながら、本県では、これまで検査体制・医療提供体制の充実を図るとともに、県民及び事業者の皆様と共に感染拡大防止に積極的に取り組んでまいりました。今般の事案につきましても、保健所の積極的疫学調査により、速やかな濃厚接触者の特定と迅速な検査による感染者の把握に努め、封じ込めに全力をあげているところです。現在のところ、クラスターは発生しておらず、感染拡大は最小限に抑えられているものと考えております。

県民の皆様には、「新しい生活様式」をしっかりと実践し、冷静に普段通りの生活をお送りいただきたいと思っております。

現在、診療にあたっておられる医療従事者の皆様のご尽力に、あらためて感謝を、敬意を表し感謝を申し上げますとともに、入院されている方々の1日も早い退院を、ご回復を願っております。

次に、Go Toトラベルキャンペーンなどに伴う感染防止対策についてお答えいたします。

今月からGo Toトラベルキャンペーンの対象に東京発着の旅行が追加されております。これにより、キャンペーンの効果がさらに拡大し、本県を訪れる旅行者が増加することで、地域経済の回復につながるものと期待をしております。

新型コロナの感染防止対策としましては、しばらくの間は、withコロナということで、検査体制・医療提供体制の充実を図りますとともに、県民の皆様、事業者の皆様には、手洗いの徹底やマスクの着用、身体的距離の確保、3つの密を避けるなどの感染予防の基本的な取組みを、しっかりと続けていただく、これが大事だというふうに思っております。

こうした感染防止の取組みと地域経済回復、この両立を図っていくことが大変重要であ

ります。県内を訪れる旅行者の皆様には、「新しい生活様式」や「新しい旅のエチケット」を着実に実践していただくなど、感染防止に努めていただきながら、安全・安心で楽しい旅行をしていただきたいというふうに思います。

また、県内の事業者の皆様には、旅行者の皆様が安心してご利用いただけるよう、業種別の感染拡大予防ガイドラインがしっかりと実践されているかどうか、改めて点検をお願いしたいと思います。

事業者の皆様、そして県民の皆様も、感染防止対策を徹底していただきながら、おもてなしの心でお客様をお迎えしていただきたいと思っております。以上です。

☆フリー質問

記者

NHKの藤井です。よろしくお願ひします。今の関連で、新型コロナで知事もおっしゃったように、インフルエンザと同時流行が懸念されるわけですけれども、厚労省の通知があって、検査体制というのが開業医などもPCR検査を行うようにということで、いま転換が図られているわけですけれども、開業医のそういった、県内です、協力が得られるかという課題があって、またPCR検査センターもですね、各医師会でどれだけ確保できるのか、設営できるのかというのが課題としてあります。その辺、行政としてですね、県として何かバックアップできること、そういったものがあれば教えてください。

知事

はい、今ですね、まさに医師会の幹部の方とそれから県の担当者がですね、一緒になって各地区医師会の方々を訪問してそういった体制についてのさまざまな検討を、お願いしているというふうに聞いております。やはり、地区医師会の対応と言いますか、開業医の皆様は地区医師会に加盟しておられるわけでありますので、そういったそれぞれの地区の体制ということがそれぞれの地区の実情・事情に合わせてしっかりと構築されるということが大事だというふうに思っております。そのお話をお聞きしながら県が何をできるのかということも含めてですね、しっかりと体制を構築していきたいというふうに思っております。

記者

医師会単独ではですね、場所の確保ですとか人材ですとか、検査センター作るにはなかなか行政の支援がないと難しいという声も聞くのですが、その辺どう受け止めていますか。

知事

そうですね。各医師会でのそのお話の内容がまだ私のもとには上がってきておりません。そういうさまざまな課題が出るかと思っておりますので、それに対して何ができるか、できる限りのことをしていきたいというふうに思っております。

記者

河北新報の岩田です。昨日ちょっと報道あったのですけれども、以前問題になった東海山形学園の2013年度の利益相反行為の関係で、特別代理人の選任がなかったということで理事会で追認あったかどうか確認されていたかと思うのですが、そのあたりは学園側から報告があったのでしょうか。

知事

2013年度ですか。その件については、私はまだ聞いておりませんが、後ほど事務的なことは担当のほうから答えさせていただきます。

記者

わかりました。あとですね、東海山形学園の話で県議会でもかなりたくさん質問出たですね、知事も答弁されていたかと思うのですが、特別代理人の選任についてですね、県としてはずっと学園から請求がなくて知り得なかったということをおっしゃっていたかと思うのですが、財務書類のほうでもですね、毎年提出されてチェックされているかと思うのですが、総務部長の答弁ですね、チェックは補助金の支出のための財務書類なので対象外だったというようなことをおっしゃっていたかと思うのですが、実際、貸借対照表なんかを見ますとですね、2ページ目の関連当事者の取引のところ、今回の問題となった年度では理事長の名前とかですね、あと理事長が経営する会社の名称が書いてあって、県の担当の方であれば、容易に発見できるような記載になっているのかなと思うのですが、そのあたりは今振り返ってですね、当時の対応というのは適切だったとお考えでしょうか。

知事

はい、議会の時にも私お答え申し上げましたし、総務部長も答えたと思いますけれども、そういう非常に具体的な内容につきましてはですね、後ほど担当のほうから答えさせたいというふうに思います。私はですね、適切だったかどうかというようなお話でありますけれども、やはり、点検すべきところをしっかりと点検するということが大事だと思っておりますので、どこまでと言いますか、適切という言葉なのですから、非常に難しいことかなと思いますね。一つの財務諸表と言いますか、書類からですね、ルーチン化していた仕事だったと思っておりますけれども、どこまできちんとと言いますか、点検すべきかというようなことについてはですね、適切だったかどうかというところは非常に難しいかなというふうに思います。ただやはり行政として、やるべき役割というのがありますので、そこをしっかりとやるというのはやっぱり第一義的なところであろうと思っております。

記者

その「難しい」というのは、しっかりやれたとお考えなのか、しっかりできてなかった、

選任なかったことが2回続いているわけですけど、そこはどう考えているのですか。

知事

はい。それも内容的なことになってくるかと思えますけど、知り得なかったことについて、知るべきだったというふうに記者さんはおっしゃっているのかと思うのですけれども。

記者

財務書類から確認できなかったのかどうかということですね。

知事

ええ。確認できなかったというふうに結果的にはなっていると思います。請求もなかったなので、知り得なかったというふうに聞いております。

記者

なかなか難しいってお話でしたけど、県議会でも記者会見でもたくさん質問が出て、知事ご自身は当該財務書類ってご覧になったことってあるんですか。

知事

この件のはちょっと見たことはないんですけども、行政書士をしておりましたので、そういった書類は目を通したことがあります。

記者

ご自身の認識としてもまあ難しいんじゃないかというところはあるってということなのですか。

知事

いや私のというよりは、やはり点検すべきところというのが決まっているようでありますので、そこをしっかりと点検していたというふうに聞いております。

記者

わかりました。ありがとうございます。

記者

共同通信の阪口です。よろしく申し上げます。今の関連するところなんですけれども、今、知り得なかったということだったと思うんですけど、2013年の5,000万円のほうに関しては1回目で、その間、知り得なかった、学園から請求がなかったから知り得なかったっ

ていうのはその通りかなと思うんですけども、2015年度3,000万円のほうに関しては、その前に財務書類が提出されていて、それで確認できていれば防げた案件なのかなと思うんですけども、それに関しても難しかったというような知事の認識なんじゃないかな。

知事

はい、その5,000万円というのはですね、(補足：2020年の)9月になってから担当から聞きました。担当も9月に入ってから知ったというふうに聞いているところです。これについてもやはり、担当のほうから後ほどしっかり答えたほうがいいと思います。難しかったかどうかということについてはやっぱり、もうちょっと詳しくですね、いろいろなことを聞いてみないとお答えできないと思います。

記者

すいません、知事の認識として伺ってるので知事にぜひ伺いたいんですけども、この点ですね、難しかったっていうちょっと表現がどっちなのか、知ることが難しかったのか、それとも作業としてそういうことができるリソースがなかったという意味なのか、どういう意味で難しいとおっしゃってるんですか。

知事

そうですね、やはりこの、それまでのその点検というお仕事自体がですね、ある程度ルーチン化していたと言いますか、そういう仕事でありましたので、その中で、そのいろいろな、対象となっている学校さんのですね、いろんな行為と言いますかそういったことまで知るの難しかったのかなというふうに、担当から聞いて思ったところであります。

記者

あとすいません、根本的な話なんですけれども、当時の私立学校法上は、県が特別代理人を選任するというふうに規定されておりますけれども、今回のこの選任されていなかった件についての、学校側なのか県側なのか、どの主体に責任があるというようにお考えなんでしょうかね。

知事

はい。当該学校法人からの請求により、県が選任するというふうになっていると聞いておりますので、知り得なかった県に責任があるということにはならない、というふうに思っております。

記者

その件に関してなんですけど、知り得なかったとおっしゃるのは、2013年も2015年も知

り得なかったというようにお考えですかね。

知事

はい。どちらもやはり請求がなかったというふうに聞いております。

記者

それに関して2013年の財務諸表で、既に指導なりをちゃんと適切にやっていたら防げたといはお考えになりませんか。

知事

2013年ですか。

記者

はい。2013年の財務諸表、14年に提出されると思うんですけれども、その時点で県が発見していて、それを学園側に適切に指導していれば、15年の件は防げたというふうにはお考えになりませんか。

知事

ただ知り得なかったわけですから、やはり。知り得ていたら、ということですか。

記者

知り得ていたらではなくて、13年の5,000万円の融資に関しては、県側は知り得るの難しかったというのはその通りじゃないかなと思うんです、いきなり、最初ですから。ただその翌年に、財務諸表というのは毎年提出されると思うんですけれども、その財務諸表をちゃんとチェックしていれば、15年のダイバーシティへの融資のほうはですね、その前に指導をちゃんとしていけば、学園側も注意を払って選任手続きをしたんじゃないかなと思うんですけれど。私もちょっと学園側に伺ったら、選任手続きをしなければいけないということ知らなかったというふうにおっしゃってんで、知らないんであれば県が知らせるような指導をしていけば、選任していてこういう問題にはならなかった、5,000万円のほうは知り得なかったのはその通りなのかなと思うんですけど、3,000万円のほうはこれほど、こんなふうにならなかったのかなというように思うんですけども。

知事

はい。記者さんのおっしゃるのは分かるんですけども、ただ、どちらにしても県が知り得なかったわけでありますので、知り得なかったことを知って指導していれば、ということにはならないと思います。

記者

だから13年のほうは知り得なかったというのは分かるのですけども、15年のほうは知り得なかったというには。

知事

それも同じケースではないかと。

記者

その前に指導する機会があったと思うんですけども。14年の財務諸表の段階でちゃんとチェックしていて指導する機会があったんじゃないでしょうかね。

知事

チェックということに関わらず、そういう指導はしていたかと思えますので。

記者

え、14年の時点でチェック。

知事

いや、私立学校全体に対して県は指導しておりますので。

記者

そういう個別のところでは指導されて、その時点ではされていなかったというふうを担当からも伺ってるんですけども。

知事

その時点のそのところだけ今おっしゃっているので、ただ全体としては私立学校に対して県は指導をしていると、私立学校法を守るようにというような指導はしているかと思えますので。

記者

ということは、その後、総務部長も今回の県議会でも、あと2017年の7月の総務常任委員会でも、学事文書課長が知り得る立場にあったというふうにおっしゃってますし、今回も総務部長が指導できなかったところはしっかりやらなければならないというふうにおっしゃっていると思うんですけども、そういう答弁があった上でも、県としての責任はないというふうにお考えのことですかね。

知事

責任がないと、知り得る立場にあったというふうに私は聞いておりませんので。

記者

そうです、そこに関しては、融資自体を知り得る立場になかったというのは確かに学校がいつ融資するかっていうのを逐一報告はないと思うんですけども、特に利益相反、本来あるべきなんですがなかったなら知り得る立場にないってというのは、知事のおっしゃる通りだと思うんですけども。その前の段階、1回目があった後にちゃんと指導をしていればそういうことは防げたんじゃないかという、その監督責任としての県の責任というのを果たしたとお考えかというそういう質問なんですけれども。

知事

知り得ていれば、指導をしていたと思いますし、指導していれば防げたというふうに思います。

記者

知り得る立場にあったのに、指導が適切にできていなかったということはないんですかね、14年の段階で。

知事

知り得る立場にあったとはちょっと聞いておりませんので。後ほど総務部長のほうから答えさせたいと思います。

記者

いやすいません、県議会でも知り得る立場にあったというふうな話がもう既に議事録も出てて、そこで出てるのに県知事が知らないってというのはちょっとガバナンスとしてどうかと思うんですけども。

知事

知り得る立場にあった、ということは。

総務部長

すいません。議会でも繰り返し申し上げておりますけれども、そもそも、財務諸表については、それは私立学校振興助成法の補助金の関係で参考資料としていただいているものであって、先ほどから記者さんのほうからですね、ちゃんとチェックしていればというふうに発言されておりますけれども、そもそもその注記に書いている部分について、チェックすべき

対象となっていないという認識をしております。あくまでも補助金を出して、補助金について財務諸表上どうなっているかということの参考資料であるというように考えておりますので、その点について、先ほどから県がしっかりチェックすべきじゃなかったかというようにおっしゃっておりますけれども、その点は明らかに違うというように考えております。

確かにその資料を見れば、県としてそういう部分があったのがございますので、それを見た時に担当者が気付いて、その時にこれは利益相反行為に当たるんじゃないかと気付いていれば確かにそうだったかもしれませんが、そもそもそこはチェックをしなければいけないものではなかったというふうに認識をしておりますし、先ほど知事も申し上げている通り、我々も5,000万円について気付きましたのはつい最近のことでございます。その点について確かに、見れてなかったというのはございますけれども、そこについて県がチェックしなければいけなかったものをチェックしていなかったというところでは全く違うというように考えております。

あとは少し事務的な部分を補足させていただきますけれども、当然財務書類というのは事後に提出されるものでございますし、更には特別代理人の選任ということにつきましても、これはあらかじめ学校からの請求によって選任するものでございます。それを後から気付いてですね、それを県で職権でやるというようなものではございませんし、職権でやったらいいんじゃないかということを何度も指摘されている部分でございますけれども、そもそもこの職権でやるという場合は非常に例外的な場合でございます。例えば学校法人の理事会が休眠法人であったり、そういったケースに例外的に対処するものでございまして、県が後で気付いた時に職権で選任するというようなものとは考えておりませんので、その点につきましては制度に対するちゃんと理解をした上です、ぜひご質問いただければと思っております。以上です。

知事

具体的なことについては後ほど担当のほうから答えますので。

記者

責任の所在っていうことはやっぱり知事しか答えられないかなと思うんですけど。もう1点伺います、2017年の総務常任委員会で、議論に関して、知事が今回の予算特別委員会で、知事も副知事も知らなかったというふうにおっしゃってたんですけど、ちょっと私はこれに大変驚いたのですが、この議事録に残る公の会議の議事がかつ県民に選ばれた県議の方が議論された内容がですね、知事が知らないっていうのは、議会軽視じゃないかという批判を免れないかなと思うんですけど、それについてどうお考えでしょうか。

知事

はい。その件に関しては事務的内容を含んでおりますので、担当部局から後ほど答えさ

せていただきます。

記者

すいません、議会軽視だという考えに対しての答えは事務方ではできないと思うんですけど知事はどういうふうにお考えなんですか。事務方から報告がなかった、一般論でも結構なんですが、この件じゃなくても。委員会で議論された内容が、知事、副知事に報告されていないというのは、知事としてのガバナンスの問題じゃないかなと思うんですけど、それいかがでしょうか。

知事

非常に個別的なことでありますので、事務的内容も含んでおりますし。組織対応ということになっているかと思えますけれども、それもやはり、それもと言いますか非常に事務的内容を含んでおりますので、そのことについては担当から答えてもらいます。

記者

指摘には当たらないというふうにお考えなのか、当たるといふふうにお考えなのか、それは批判は受け入れるということなのか、そこについてはいかがですか。これは事務方のほうで判断というのは難しいと思うんですけども、これは知事がトップとして。

知事

議会軽視というようには当たらないように、一生懸命、毎日業務をしているところでございます。

記者

今回の総務常任委員会で、これだけ議論したのに報告されないのはおかしいんじゃないかというような議論も、結構時間をかけてされたと思うんですけども、それに対して知事はどういうふうに戻答されるんですかね。

知事

議会軽視ということを行わないように、きちんとと言いますか、できる限りの業務を行っているというのが私の答えです。

記者

それに関してはじゃあこの17年のことはそれには当たらないとお考えなのか、それはそういった可能性があるので改めたいということですか。どちらですか。

知事

いやそれには当たらないと思います。

記者

当たらないと。

知事

はい。

記者

どういう点で当たらないとお考えなんですかね。

知事

議会軽視というようなことにならないように、きちんと事務方のほうでもしっかりと業務をして、報告すべきところは報告してくれているというふうに思っています。

記者

ごめんなさい、当たらないというその理由は何でしょうかね。もう一度伺いますが。知事に県議会の委員会で報告されていたことが、議論されていたことが知事に上がっていないというのは、県全体としてはかなりまずい対応だと思うんですけども。

知事

すべて、逐一全部報告ということにはなっていないと思いますので、どういうふうになっているか事務方に答えさせます。後ほど。

記者

それについては、長時間議論された件でもそういうことなんですか。全部、逐一、一から十まで文書でやれという意味じゃなくて、その委員会でかなり議論になって、県の対応が問題視された内容が知事に報告されていないというのは、ガバナンス上問題はあるとお考えにはなりませんか。

例えば、国会とかで、委員会で何か問題になった場合に、総理が出てらっしゃって、「それについては聞いてません」と言うと、野党側なりは国会止まっちゃうようなそういう事態になりうるんじゃないかなと思うんですけども、同じような、類似の状態だと思うんですが、それについて知事はどのように考えるかなというところに、素朴な疑問なんですけど。

知事

それは、そこだけを言われてもね、やはりその前後でいろいろな報告があったかもしれませんので、そこだけ突かれても私はお答えしかねます。

記者

じゃあその前後、17年の前後という段階では報告はいろいろあって、どのように報告があったんでしょうか。

知事

17年の前後というふうに、今私に言えと言われても、ちょっと手元にそういう記録もなく、私の頭の中に全ての記憶があるわけではございませんので、今そういうお答えはできません。

記者

わかりました。ありがとうございます。

記者

TUYの結城と申します。重ねて恐縮ですが、東海山形学園がらみで、もちろん手続き上の問題等々いろいろあってですね、知り得る立場になかったということは、それは仕方ないことかなとも思うんですけども、結果論として、罰則がなかったですとか、あるいは法に触れていないというふうなことは確かにそうかもしれないんですが、公金が投入されている学校の財務状況が、言ってしまうえば私的なお財布がわりに活用されていたとも取られかねないような融資が行われていたということに関しての、ましてやそれが知事の親族の企業であったり個人であったと、対象がですね、ということに関しての知事の個人的な今の所感、そして今後こういったことが起きた場合の課題と言いますか、今どうお感じになっていらっしゃるのか、その知事の今の所感をお聞かせください。

知事

はい。全体的なことかと思えますけれども、私立学校というところにはですね、確かに文部科学省からですね、さまざまな、いろいろなその要件と言いますか、それに沿って助成金というものが県を通して助成をされております。

県はそれをしっかりと執行するというので、それが私の親族であろうとなかろうと、そういったことは全く関係ないことであります。全ての私立学校に対して公正に、同じように助成をしておりますし、量が同じということではなくて、その要件ごとに沿った内容でありますけれども、そのことに対しての点検ということもありますけれども、それも全く同じように県としては対応してきております。これからもやはりそこは同じように対応していくのが大事だというふうに思っています。

あとは、そうですね、受止めということを言われましてもですね、やはりそれぞれの学校さんの事情というのものもあるかもしれませんので、県としてこれまでのチェックですとか、例えば検証するとかですね、あるいはこれからの、所轄庁でありますので、私立学校法に基づいてしっかりと指導という言葉は使っているのかどうかかわからないんですけども、ただ、県としてしっかりといろいろな、やっぱり指導ということになるのでしょうか。言葉がちょっと適切かどうかかわからないんですけども、そのことについてはしっかりと行っていきたいというふうに思っています。

記者

その2013年の5,000万円、2015年の3,000万円ということで、金額も大きいですし、公金が投入されている学校法人のお財布をですね、まるで個人の財布というふうに捉えかねないような、そういうお金の使い方をしているというふうに外から見ると見られてしまいかねないというこの状況に関して、ましてやそれが知事の親族であったということに関しての知事の個人的な所感をお伺いしてるんですが、それについてはいかがでしょうか。

知事

そうですね、私は常に、学校でありましても、例えばいろいろな工事とかね、入札とかいろいろなことでありましても、親族ということで考えてはおりませんので、担当のほうでも全く同じように、公正に業務をしていると思っておりますので、それはこれからもそのようにしてもらいたいというふうに思っています。

その公金そのものはですね、きちんと使われていたというふうに私は聞いておりますので、そのイメージと言いますか、そういった思いといいますか、それについてどうかと言われてもちょっと困るのですけれども、ただその助成金というものがちゃんと使われていたということを知っておりますので、それ以上のことはちょっと申し上げかねます。

記者

そしてもう一つ、話は変わるのですが、一部報道で25日に後援会のところで知事選のですね、態度を表明をするのではという話もございました。それについて、知事、今、知事選についての態度について、おっしゃっていただけることがあればこの場でお話いただきたいのですが、それについてはいかがでしょうか。

知事

はい。私は閉会日、県議会9月定例会の閉会日にもですね、マスコミの方に聞かれまして、「熟慮中です」というお答えをいたしました。そのことに変わりはありません。

記者

今後のスケジュール的なものですか、あるいはどちらで表明されるという具体的なお話というのは、今はしていただけないでしょうか。

知事

そうですね、それも含めて熟慮中でございます。

記者

ありがとうございました。

記者

今の件に関してですけれども、ここ数日、弊社も含めてなんでちょっと心苦しいところがありますが、知事は一貫して今おっしゃったように「熟慮中」とおっしゃっているわけですけれども、にも関わらずというか、周辺の取材によってですね、もちろんそれぞれの社の責任で、そのように知事がお決めになっているんだろうというふうには報道が出ているわけですけれども、それは当事者としてはどのようにお受け止めになってますか。

知事

そうですね、たくさんの方々から、後援会はもちろんですけれども、県内のさまざまな各界、各層の方々から「早く、早く」というふうには言われておりまして、やっぱりそういう思いを持ってくださる方がおられますので、そういう方々がいろいろなことを申し上げたかもしれないというふうに思っております。

記者

議会の初日には最大会派の幹事長がですね、代表質問に立って、そのあとに「この時期になってまだ態度を表明されないのは、県民、有権者に対して失礼ではないか」というような意見を述べられていました。これについてはどう思いますか。

知事

そうですね、大抵はね、2期目、3期目思い出しますと、9月議会だったかなとか、6月議会だったのか、でも9月議会は必ずあったかと思っておりますけども、ただ今年はですね、コロナという状況ございましたし、県内の経済界も大変な状況であります。それから、7月には大雨災害、7月末ですからほとんどもう8月もそういうことでもう手一杯というようなことがありました。毎日毎日そのコロナ対策でありますとか、経済の現場の声をお聞きしたりですね、そういったことで公務でも忙殺されておりますので、ちょっと今回はですね、失礼だと言われましても、大変申し訳ないんですけれども公務に没頭してきましたので、ちょっとそういう準備ができていなかったというふうに思います。

記者

公務に忙殺されてることはよくわかるんですけども、一方で熟慮もされているということで、その熟慮の中にはひょっとして立候補しないという選択肢が浮かんだこともあるんですか。

知事

いや、それはちょっとお答えできないところです。

記者

じゃあすいません、ちょっと話題を変えて、菅内閣が始まってしばらく経ちましたけれども、地方や雪の実情がわかるというようなことで、知事も期待を述べられておりましたし、当初は高い支持率で出発したわけですけども、ここに至ってちょっと、学術会議の任命の問題などがあって、理由は述べてはおられるんですけども、なんとなく総括的なとか、俯瞰的なとかいうことで、それぞれの学者さん、個人個人は立派な業績をお持ちであると私は思うんですけども、そういう方を任命しないということについての、あまり説得的な理由じゃないと思うんですね。知事もいろんな会議に対しての任命権者という立場がおありになるかと思うんですけども、そうした委員の任命権者の立場としては、今回の問題をどのように捉えておられますか。

知事

はい、そのことに関してはですね、国会も始まり、国会の中でしっかりと議論されるのかなと思って注視していきたいというふうに思っております。

記者

知事が県で、その似たような任命権者としての権能をですね、発揮する時に、今回の菅さんのようなことも起こりえるのでしょうかしら。「この人はふさわしくない」というような感じで、任命を拒否するというのは。

知事

さあ、ちょっとそこはわかりかねますけど、でも学術会議というのは非常に高尚な会議でありますし、国会で論議をしていただきたいというふうに思っておりますし、県でというのはそんなにいろいろあるわけではございませんので、大体きちんとなっているのかなというふうに思っております。

記者

わかりました。ありがとうございます。

記者

時事通信の早田と申します。すいません、また話題変わってしまうんですけども、国がですね、行政手続きの「脱はんこ」を進めていると思うんですけども、こちらで県も積極的に進めていくのかという部分と、あと県民に押印を求める書類だとか行政内部で手続きに、どれくらい押印をなくすることができるのかとか、そういった調査を行っているのか教えていただけますでしょうか。

知事

はい。そのデジタル化ですね、行政事務デジタル化を推進する中で、やはり事務の簡素化・効率化を通して、県民の皆様の利便性向上に資するということがありますので、積極的に進める必要があると考えております。

それで本県では、平成19年にですね、「押印見直し方針」というのを行ってございまして、それに基づいて964件の見直しを既に実施してございます。法令により押印が義務付けられているものについては県単独では判断できないわけでありましてけれども、今回の政府の動きは法令に基づく行政手続きも対象としているというふうに聞いておりますので、大いに期待をしているところでございます。できる限り進めたいというふうに思っています。

記者

あと、手短にもう1点だけなんですけれども、先日、「大阪都構想」の是非を問う住民投票の告示が行われたと思うんですけども、ある意味、地方分権のあり方にも影響を与えらるものだと思うんですけども、改めて都構想に対する評価を一言お願いいたします。

知事

評価ですか。

記者

もし、ございましたら。

知事

いや、特にございません。やっぱり大阪府・大阪市というところでしっかりお考えになって方針をお決めになることだと思いますので、私はそれにコメントする立場にはないというふうに思います。

記者

ありがとうございます。